

報酬月額算定の特例が見直されます

年間平均額を用いた随時改定

被保険者の報酬月額の保険者算定は、定時決定や随時改定の方法等によって報酬月額を算定することが困難または著しく不当である場合に、保険者が算定する額を報酬月額とするものです。

今回、保険料を負担する人の負担の公平を図る観点

から、報酬実態に即した標準報酬月額とするため、随時改定においても年間の報酬の月平均額との比較により標準報酬月額を算定することができるよう、「報酬月額の算定の特例を見直す」ことになりました。

取扱いの概要

昭和36年1月26日保発第4号通知の改正により、以下の年間平均額を用いた随時改定の新ルールが追加されることとなりました。

なお、改正通知は平成30年10月改定以降の随時改定分（平成30年7月以降に固定的賃金の変動のあったもの）より適用されることとなります。

年間平均額を用いた随時改定の改定要件

年間平均額を用いた随時改定の改定要件は、以下①～④のとおりとなり、そのすべての要件を満たした場合に改定となります。（被保険者の同意が添付された申し立てがあった場合に限る。）

改定要件①

現在の標準報酬月額と随時改定の標準報酬月額【A】との間に「2等級以上の差」が生じていること。

改定要件②

随時改定の標準報酬月額【A】と、年間平均額の標準報酬月額【B】との間に「2等級以上の差」があること。

改定要件③

随時改定の標準報酬月額【A】と、年間平均額の標準報酬月額【B】に生じる差が「業務の性質上例年発生することが見込まれること」。

改定要件④

現在の標準報酬月額と年間平均額の標準報酬月額【B】との間に「1等級以上の差」があること。

(定義1) 随時改定の標準報酬月額

【A】：昇給月または降給月以後の継続した3カ月間に受けた固定的賃金および非固定的賃金の平均額

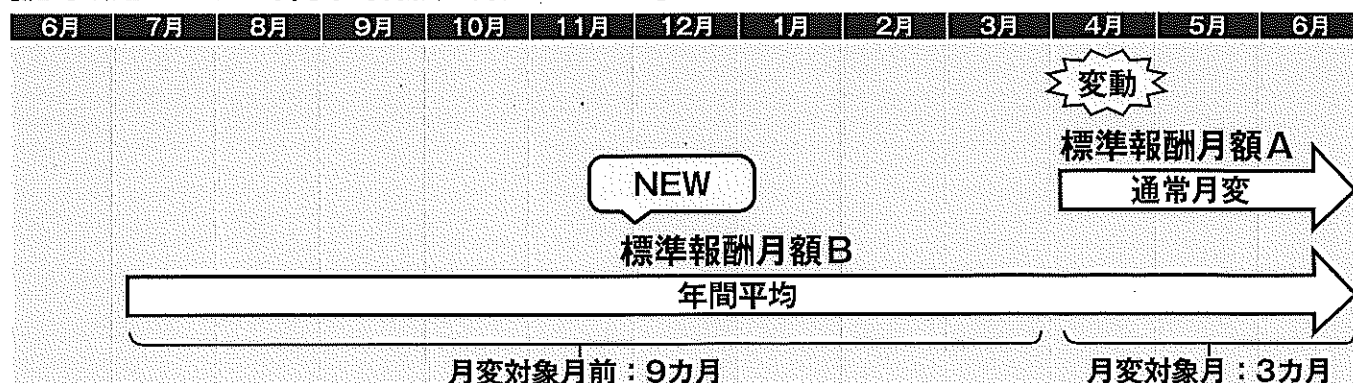
(定義2) 年間平均額の標準報酬月額

【B】：① 昇給月または降給月以後の継続した3カ月の間に受けた固定的賃金の月平均額

② 昇給月または降給月前の継続した9カ月と昇給月または降給月以後の継続した3カ月の12カ月間に受けた非固定的賃金の月平均額

①、②を合算した額から算出した標準報酬月額

【随時改定における年間平均保険者算定イメージ】



年間平均額を用いた随時改定の届出方法

年間平均額を用いた随時改定については、年間平均額を用いた定時決定同様、事業主が被保険者の同意を得た上で申し立てることとなります。詳細は、以下のとおりとなります。

- (1) 事業主が、年間平均額を用いた随時改定を申し立てるにあたっては、日本年金機構および健康保険組合に対して、その被保険者が保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書を提出すること。
ただし、申立書の提出(年間平均額を用いた随時改定を適用するか否か)は任意事項となる。
- (2) (1)の申立書には、保険者算定を申し立てることに関する被保険者の同意書を添付すること。
- (3) (1)の申し立てを行うにあたっては、保険者算定の要件に該当するものであることを保険者が確認できるよう、事業主は昇給月または降給月以後の継続した3カ月の間にうけた固定的賃金と昇給月または降給月前の継続した9カ月および昇給月または降給月以後の継続した3カ月の間にうけた非固定的賃金等を記載した書類を提出すること。
- (4) (1)の申し立てを行う事業主は、被保険者の月額変更届の備考欄に、「年間平均」と記載して提出すること。

届出における留意事項

年間平均額を用いた随時改定を届け出る場合の留意点は、以下のとおりとなります。

- (1) 健康保険と厚生年金保険との間で異なる内容とすることは認められない。
- (2) 同意書については、健康保険と厚生年金保険で各々2セット作成する必要はなく、例えば原本を事業主が保管し、写しを日本年金機構および健康保険組合に提出する取扱いとして差し支えない。
- (3) 保険者等の必要に応じて、賃金台帳を利用したり、様式例を変更したりしてもよいが、日本年金機構および健康保険組合に提出する書類に記載する内容は同じ内容とすること。
- (4) 本来の随時改定から年間平均額を用いた随時改定への訂正は可能であるが、年間平均額を用いた随時改定から本来の随時改定へ遡って訂正することはできない。

【参考】改定要件のフロー図

